

新3Kを実現するための沖縄県の取り組み

260805版

給与

□入札金額の内訳への労務費等の明示

- ・入契法改正による材料費、労務費及び法定福利費（事業主負担分、安全衛生経費、建退協掛金）の明示

□労務費見積り尊重宣言

□CCUSの導入

- ・将来にわたって建設業に携わる技能者が技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境を整備

休暇

□適正な工期設定

- ・発注時で適正な工期設定を行い週休2日等休暇確保

□監督検査の合理化

- ・書類等の簡素化

□改正労働基準法の全面適用

- ・法定労働時間：1日8時間、週40時間
- ・時間外労働の原則：月45時間、年360時間

希望

□ICT活用の推進による生産性向上

- ・ICT活用工事の工種拡大
- ・BIM/CIMの活用で適正な施工計画

□デジタル技術の活用による効率化

- ・遠隔臨場による受発注者間の作業の効率化
- ・出来形管理やインフラ点検等の省力化

□プレキャス化による生産性向上

その他

□工事円滑化会議の導入

□ウィークリースタンスの取組

■①沖縄県土木建築部発注工事における入札金額の内訳に係る対応について
【R8年4月から適用】

■②沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領
(R4年2月から試行)【R5年8月改定】

■③沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領
(R4年2月から試行)【R5年3月改定】

■④余裕期間を設定する工事実施要領(H26年11月から適用)【R5年1月改定】
・フレックス方式の導入

■⑤土木工事における適正な工期設定指針(R6年7月から適用)

■⑥工期設定支援システム(H30年3月から利用開始)

■⑦工期に関する基準の実施について(R2年8月から適用)

■⑧土木工事施工条件明示の手引き(R4年1月から適用)

■⑨土木工事書類作成マニュアル(案)(R4年4月から試行)

■⑩土木工事書類簡素化の手引き(案)(R4年4月から試行)

■⑪週休2日の取組方針【令和8年7月1日適用】

多様な働き方を支援する観点から、施工期間・時間等の変更について協議があった場合には、丁寧に協議に応じる

□適正工期

□監督検査
の合理化

□労働基準法

■⑫ICT活用工事の工種拡大、ICT施工技術の選択

・R6からコンクリート堰堤工を導入。

・R4からICT(土工)及びICT(舗装工)の施工者希望型について④3次元出来形管理等の施工管理を必須プロセスへ改定。

・R5から工事のBIM/CIMを開始

■⑬遠隔臨場に関する実施要領(R3年4月から試行)【R5年6月改定】

■⑭モバイル端末またはSLAM計測技術等を活用した施工管理要領(試行)
【R8年8月から試行予定】

■⑮プレキャス化による生産性向上

H29国通知により、予備設計段階等から検討可能、今後、更に促進を図る。

■⑯沖縄県 工事円滑化会議 試行要領(R4年3月から試行)【R6年3月改定】

・工事の着手前に、現場条件、施工計画、工事工程等について、受注者と発注者が一堂に会し、情報共有を行い、円滑な工事を実施。

■⑰ウィークリースタンス実施要領【R6年4月から適用】

・受発注者間の労働環境の改善を図る。

新3Kを実現するための沖縄県の取り組み

番号	項目	概要	対象、留意点
①	沖縄県土木建築部発注工事における入札金額の内訳に係る対応について	○R7年12月12日の入契法の一部改正の全面施行で、入札金額の内訳に記載すべき事項の明確化 ○内訳書に記載すべき項目: 材料費、労務費、公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として、法定福利費の事業所負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金	R8年4月1日以降に指名通知又は入札公告する工事 ○入札金額の内訳に材料費や労務費等の記載を求める。ただし、R8年9月30日までは記載すべき項目がない場合でも、暫定的に無効としない。 R8年10月1日以降に指名通知又は入札公告する工事 ○入札金額の内訳に記載すべき項目を明示していない場合は、入札無効とする。
②	沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行要領	○入札・契約参加企業が「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表(HP等)することを、総合評価方式や工事成績評定においてインセンティブを付与する。	R4年2月から試行【R5年8月改定】 ○総合評価方式で発注する全ての工事で評価項目とする。(令和8年4月以降) ○実施状況により工事成績評定で加点有り。
③	沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領	○受注者は、CCUSを活用する場合、工事完成日までに、登録事業者率、登録技能者率、就業履歴蓄積率を集計し、達成状況を発注者に報告。 ○発注者は達成状況が要領の基準を満たせば工事成績評においてインセンティブを付与する。	R4年2月から試行【R5年3月改定】 ○受注者が希望する全ての建設工事を対象。 ○実施状況により工事成績評定で加点有り。
④	余裕期間を設定する工事実施要領(フレックス方式の導入)	○定められた実工期の前に余裕期間を設けることにより、受注者に建設資材、労働力確保等を計画的に準備するための時間的な余裕を与え、円滑な工事施工に資するよう、余裕期間を設定する工事の実施方法を定めた。(発注者指定方式、任意着手方式、フレックス方式)	H26年11月から適用【R5年1月改定】 ○全ての建設工事が対象。 ○余裕期間は6ヶ月を超えない範囲内で設定。 ○余裕期間の設定にかかる積算上の割増しは行わない。 ○「余裕期間の日数」「実工期の始期」は仕様書に明記。
⑤	土木工事における適正な工期設定指針	○適切な工期の設定を行うため、実動日数以外の期間の設定について設定方法、考え方等を整理。 ○全体工期に含むべき日数・期間として、以下の項目を適切に設定する。 ①余裕期間 ②準備期間 ③施工に必要な実日数 ④不稼働日数(週休2日、猛暑日等) ⑤その他の不稼働日 ⑥後片付け期間	平成29年10月から適用【R8年7月 適用】 ○「天候等による作業不能日」は、8時から17時までのWBGT値31以上の時間分の日数を加算 ○空港、港湾を除く土木工事(災害復旧や年間を通しての維持工事等は対象外)を対象。 ○準備期間は最低30日、後片付けは最低20日。

新3Kを実現するための沖縄県の取り組み

番号	項目	概要	対象、留意点
⑥	工期設定支援システム利用開始	○積算システムから作成した設計書の歩掛り、数量等のCSVデータを出力し「工期設定支援システム」へデータ読み込むことで簡易的に工程表が作成できる。（工程表はそのまま使用せず、各現場に合わせ編集が必要。）	H30年3月から利用開始【R元年10月_Ver2.0】 ○全ての建設工事が対象。 ○「工期設定支援システム」で作成した、各現場での施工ステップに合わせ工程組み直し、余裕工期、考慮すべき工期等を加えエクセル上で工程表を編集する。 ○令和元年10月からAI機能搭載して類似工事を検索・抽出し、工程表を作成するアシスト機能を強化。
⑦	「工期に関する基準」の実施について	○中央建設業審議会にて作成された工期に関する基準案である「工期に関する基準の実施について」を適用。 ○活用方法として、適切な工期設定の検討を行うため「基準の内容で該当事項の確認、対応方法の基準」として活用。	R2年8月から適用 ○全ての建設工事が対象。 ○工期全般にわたって考慮すべき事項等確認。 R7年12月12日の入契法の一部改正の全面施行 ○工期ダンピング対策を強化（法第19条の5第2項：著しく短い工期による契約締結の禁止）
⑧	土木工事施工条件明示の手引き【適正工期・業務円滑】	○特記仕様書（条件明示）に記載すべき内容を掲載するとともに、各現場の工事特性に応じた条件明示の記載例を掲載し 発注者：工期算定、積算計上漏れのチェックに活用 受注者：公告資料への「質問事項」に活用 ○適切な条件明示の徹底をはかり、適正な工期設定を行い、工事の円滑な執行（設計変更等）を行う。	R4年1月から適用 ○全ての建設工事が対象。 ○活用時期は、発注前のみでなく「発注計画時点（予算要望時点）」で行うことで計画的な工事発注ができ設計変更等の円滑化を図る。
⑨	土木工事書類作成マニュアル（案）【役割明確】	○現場での工事書類の多さが大きな負担となっており、恒常化する残業の一因となっている。このため、 ① 契約図書上必要のない書類は作成しないことを明記。 ② 発注者、受注者のどちらが作成すべき書類かを明記。 ③ 工事書類の作成方法等を明記。 により、受注者の負担軽減、発注者の監督・管理の合理化を図る。	R4年4月から試行 ○土木工事共通仕様書を適用する工事が対象。 ○工事成績に関連した施工管理、工事書類整理等は、「施工プロセス」のチェックリスト、「土木工事成績評定のガイドライン」（沖縄県土木建築部）を参照

新3Kを実現するための沖縄県の取り組み

番号	項目	概要	対象、留意点
⑩	土木工事書類簡素化の手引き (案) 【書類の簡素化】	○九州地方整備局「土木工事書類簡素化の手引き(案)」を参考に ①土木工事の書類作成にあたって、土木工事共通仕様書に準じた、受発注者の役割を明記しました。 ②削減可能な添付書類について明記しました。 ③工事提出書類等一覧表により書類の発議者等が明確になりました。	R4年4月から試行 ○土木工事共通仕様書を適用する工事が対象。 ○「施工プロセス」チェックリスト(案)を活用した現場の確認、適正な時期の段階確認・立会等、発注者による適切な現場監督を前提
⑪	⑪-1_週休2日の取組方針	○他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向けて、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとしています。 ○多様な働き方を支援する観点から、施工時間・時間等の変更について協議があった場合には、丁寧に協議に応じることとしています。	R8年7月から適用 ○全ての建設工事が対象。 ○週休2日の実施に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後の費用計上は行わない ○工事成績評価は、令和9年3月末日に完成する工事まで
	⑪-2_週休2日の「現場一斉閉所日の試行」実施	○建設産業での働き方改革推進の一環として取り組んでいる「週休2日」の更なる意識向上を図るため、沖縄県内における発注機関と受注者が一体となり、「現場一斉閉所日の試行」を実施。	R2年4月から試行 ○全ての建設工事が対象。 ○毎月第2土曜日、第4土曜日【R7年3月改定】 ○災害対応等の場合は対象外
⑫	ICT活用工事の工種拡大、ICT施工技術の選択	○ICTを活用した「3次元起工測量」、「3次元設計データ作成」、「ICT建機の活用」、「3次元出来形管理」、「3次元データの納品」の各プロセスを行うことで作業の効率化・生産性向上をはかる。 ○受注者希望型においては、各プロセス（ICT建機の活用等）等は、作業の効率化、生産性向上を踏まえ実施を検討し、現場条件によってICT施工技術を選択できる。 ○発注者指定型： ICT土工、施工規模1万m3以上 ICT舗装工、施工規模3千m2以上 ○受注者希望型：上記以外は受注者希望型	H29年から試行 ○R5年7月より工種の拡大を実施。 (1) 追加工種 ☒ ICT構造物工（橋梁上部） ☒ ICTコンクリート堰堤工 (2) ICT（土工）及びICT（舗装工）の施工者希望型について④3次元出来形管理等の施工管理について必須プロセスとしている。 ○経費の計上については実施方針、要領参照。 ○実施状況により工事成績評価で加点有り。 ★実施状況によって「ICT活用証明書」を発行し、総合評価落札方式工事において加点評価することで、建設業現場の生産性向上を図る。

番号	項目	概要	対象、留意点
⑬	遠隔臨場に関する実施要領	○モバイル端末等によるビデオ通話（映像と音声の双方向通信）を用いた段階確認等で活用。 ○受注者が監督員に映像と音声をリアルタイム配信し、相互に確認を行うことで、監督員が必要となる情報を得ることができ、建設現場において「段階確認」等に遠隔臨場を適用して受発注者間の作業の効率化を図る。	R3年4月から試行【R5年6月改定】 ○全ての建設工事が対象。 ○受注者からの協議により実施可能。 ○遠隔臨場にかかる費用について、技術管理費に積み上げ計上する。 ○実施状況により工事成績評定で加点有り。 ○留意事項 ①被撮影者に、撮影の目的等を説明し、承諾を得ること ②プライバシーを侵害する音声情報 ③施工現場外ができる限り映り込まないこと ④公的ではない建物の内部等映り込まないようにすること
⑭	モバイル端末またはSLAM計測技術等を活用した施工管理の試行要領	○従来の巻尺等による幅、高さ、延長等の計測、出来形及び出来高管理について、モバイル端末またはSLAM計測技術等のICTを活用し、工事管理の省力化を目指す。 ○工事規模によらずICT活用の普及促進を図る。	R8年10月から試行予定 ○対象工種は、土工、舗装工（アスファルト・コンクリート）、法面工及び維持修繕工（断面修復・アスファルト補修）を予定。 ○出来形管理（精度管理を含む）の実施内容・実施方法については、国の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」を参考に実施する。 ○「LiDAR SLAM（ライダースラム）計測技術」（移動式3次元点群計測装置いわゆる移動式3次元レーザースキャン）の活用 ※SLAM（Simultaneous Localization and Mapping：自己位置推定同時地図作成） ※LiDAR（Light Detection and Ranging：光による検出と測距）
⑮	プレキャス化による生産性向上	○予備設計段階等におけるコンクリート構造物の比較案作成にあたっては、以下の項目について勘案する。 ①本体工事費 ②仮設工に関する費用 ③残土処理工に関する費用 ④構造物の詳細設計に関する費用 ⑤共通仮設費	H29年7月から適用 ○予備設計段階等におけるコンクリート構造物の比較案作成にあたっての留意事項（案）を国土交通省から情報提供。

番号	項目	概要	対象、留意点
①⑥	沖縄県工事円滑化会議試行要領	○工事の着手前に、現場条件、施工計画、工事工程等について、受注者と発注者が一堂に会し、情報共有を行い、円滑な工事を実施。 ★特に現場技術業務における役割を明確化し、工事受注者へ過度な要求等行わないよう留意。	R4年3月から試行【R6年3月改定】 ○全ての建設工事が対象。 但し、①維持工事、②災害復旧工事、③工場製作工事等の屋外現場への影響が少ない工事は、対象外。 ○工事円滑化会議にかかる積算上の割増しは行わない。 ○工事の円滑化が目的であり、設計変更等の協議を行う会議ではない。
①⑦	ウィークリースタンス実施要領	○工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における問題解決のための行動の迅速化を図り、計画的に工事を履行することにより現場環境を改善し、より一層魅力ある仕事や現場の創造に努める。	R6年4月から適用 ○全ての建設工事が対象。 ○標準項目 ①ワンデーレスポンスに関すること ②依頼日・時間及び期限に関すること ③会議・打合せに関すること ④業務時間外の連絡に関すること